

答 申 書  
(答申第74号)  
平成20年7月7日

---

**1 審査会の結論**

別紙1に掲げる開示請求に対し、重油地下タンクの清掃及び点検に係る北海道の指導マニュアル等を不存在としたことは、妥当である。

**2 異議申立ての経過並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明の要旨**  
(省略)

**3 審査会の判断**

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の内容について

本件諮問事案に係る開示請求（以下「本件開示請求」という。）の内容は、別紙1に掲げるとおりである。

(2) 本件諮問事案における審議について

北海道知事（以下「実施機関」という。）は、本件開示請求に対して、重油地下タンクの清掃及び点検に係る北海道の指導マニュアル等（以下「本件文書」という。）については、作成されていないことを理由として、北海道情報公開条例（平成10年北海道条例第28号。以下「条例」という。）第17条の規定に基づき公文書不存在通知（以下「本件処分」という。）を行った。

なお、本件諮問事案に係る8件の異議申立ては、同一人からの開示請求であって、重油地下タンクの清掃及び点検の本件文書に係るものであることから、当審査会は併合して審議することとした。

異議申立人は、本件処分を取り消し開示することを求めていることから、本件処分の妥当性について判断することとする。

(3) 本件処分の妥当性について

ア 実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

重油地下タンクの点検（以下「本件点検」という。）については、消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）、危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号。以下「政令」という。）及び危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号。以下「規則」という。）や「製造所等の定期点検に関する指導指針の整備について」（平成3年5月28日付け消防危第48号消防庁危険物規制課長通知。以下「指導指針」という。）等（以下「法令等」という。）に基づき実施しているところであり、本件文書は、作成していないものである。

なお、1年を超えて実施した「重油地下タンクの清掃及び点検」業務については、1年以内に実施するよう努めているが、施設の特異性からボイラー設備を24時間稼働させているため、1号、2号両ボイラー共に修理のない時期に定期点検を行う必要があること、また、効率的な定期点検実施のため、重油の残量を点検日に合わせて調整する期間も必要であったために結果として1年を超えて定期点検を実施することになったものである。

イ 当審査会としては、実施機関が実施した本件点検は、法第14条の3の2の規定に基づくものであり、点検が必要な施設、実施時期、点検すべき内容、実施者の資格、点検記録等の基本的な事項は政令及び規則で規定されているほか、具体的な点検方法についても指導指針等で示されており、本件点検の実施に必要な事項は、法令等で定められているものと認められることから、実施機関が独自に本件文書を作成す

る必要はないものとする。

したがって、本件点検は、法令等に基づき実施しているところであり、本件文書は作成していないとする実施機関の主張に、特段、不自然、不合理な点があるとは認められず、実施機関が本件文書を不存在としたことは妥当であると判断する。

(4) 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、本件点検は、前年の実施日から1年を超えて実施しており、明らかに法及び規則に違反するものである旨主張する。

しかしながら、当審査会としては、あくまでも条例の規定により実施機関が行った本件処分が妥当かどうかを判断するものであり、本件点検の実施日の違法性を判断するものではないことから、その主張を採用することはできない。

以上のことから、結論のとおり判断した。

#### 4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成20年4月15日	○ 諮問書の受理（諮問番号72） ○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②異議申立書の写し、③公文書開示請求書の写し、④公文書不存在通知書の写し、⑤異議申立ての概要、⑥理由説明書）の提出
平成20年4月18日	○ 新規諮問事案の報告 ○ 本件諮問事案の審議を第二部会に付託
平成20年5月12日 （第二部会）	○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取 ○ 異議申立人の意見陳述 ○ 審議
平成20年6月9日 （第二部会）	○ 審議
平成20年7月4日 （第32回審査会）	○ 答申案審議
平成20年7月7日	○ 答申

別紙 1

本件諮問事案に係る開示請求の内容

- ① 「北海道立衛生研究所」において、「消防法第14条の3の2」及び「危険物の規制に関する規則第62条の4」に違反した平成14年9月3日から1年を過ぎて平成15年9月10日行った「重油地下タンク(1号タンク27.0kℓ)の清掃及び点検」の北海道の指導マニュアル等
- ② 「北海道立衛生研究所」において、「消防法第14条の3の2」及び「危険物の規制に関する規則第62条の4」に違反した平成14年9月3日から1年を過ぎて平成15年9月10日行った「重油地下タンク(2号タンク27.6kℓ)の清掃及び点検」の北海道の指導マニュアル等
- ③ 「北海道立衛生研究所」において、「消防法第14条の3の2」及び「危険物の規制に関する規則第62条の4」に違反した平成15年9月10日から1年を過ぎて平成16年9月15日行った「重油地下タンク(1号タンク27.0kℓ)の清掃及び点検」の北海道の指導マニュアル等
- ④ 「北海道立衛生研究所」において、「消防法第14条の3の2」及び「危険物の規制に関する規則第62条の4」に違反した平成15年9月10日から1年を過ぎて平成16年9月15日行った「重油地下タンク(2号タンク27.6kℓ)の清掃及び点検」の北海道の指導マニュアル等
- ⑤ 「北海道立衛生研究所」において、「消防法第14条の3の2」及び「危険物の規制に関する規則第62条の4」に違反した平成16年9月15日から1年を過ぎて平成17年9月16日行った「重油地下タンク(1号タンク27.0kℓ)の清掃及び点検」の北海道の指導マニュアル等
- ⑥ 「北海道立衛生研究所」において、「消防法第14条の3の2」及び「危険物の規制に関する規則第62条の4」に違反した平成16年9月15日から1年を過ぎて平成17年9月16日行った「重油地下タンク(2号タンク27.6kℓ)の清掃及び点検」の北海道の指導マニュアル等
- ⑦ 「北海道立衛生研究所」において、「消防法第14条の3の2」及び「危険物の規制に関する規則第62条の4」に違反した平成17年9月16日から1年を過ぎて平成18年10月3日行った「重油地下タンク(No.1タンク27.0kℓ)の清掃及び点検」の北海道の指導マニュアル等
- ⑧ 「北海道立衛生研究所」において、「消防法第14条の3の2」及び「危険物の規制に関する規則第62条の4」に違反した平成17年9月16日から1年を過ぎて平成18年10月3日行った「重油地下タンク(No.2タンク27.6kℓ)の清掃及び点検」の北海道の指導マニュアル等